資料1

議事(1)

# 令和7年度
# 埼玉県アレルギー疾患
# 対策事業について

# 令和7年度埼玉県アレルギー疾患対策事業について

① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針　関係各課の取組について

② 拠点病院への委託事業

i. 電話相談事業

ii. 生活管理指導表相談事業

iii. 医療機関検索

iv. 研修会・講演会

③ 市町村防災担当者を対象とした研修会に向けて

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## •埼玉県アレルギー疾患対策推進指針の位置づけ

### 埼玉県 地域保健医療計画（第８次）について①

**策定過程**

・地域保健医療計画推進協議会での審議
（6月から1月にかけて計4回開催）
・県民コメントの実施（10～11月）
・地域保健医療協議会（県内10圏域で開催）

→ 埼玉県医療審議会 中間報告（9月） 諮問・答申（1月） → 埼玉県議会 議決（3月）

**第1部 基本的な事項**

人口減少・超少子高齢化という歴史的な課題に対応し、
将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保する

▶基本理念

1 ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に向けた対策
・医療機関・検査機関・宿泊施設等と平時から協定を締結
・感染症発生時に適切な対応ができる人材を育成
・保健所の体制確保、衛生研究所の検査体制の整備と機能強化

2 今後増大する多様な医療需要に対応できる医療従事者の確保
・医学生向け奨学金制度等の活用
・認定看護師資格取得や特定行為研修の受講支援

3 安心と活気にあふれる高齢社会の実現に向けた健康づくりの推進
・県、市町村、企業、民間団体等の多様な主体による健康づくりの取組
・ロコモティブシンドロームやフレイル予防を通じた生活機能の維持・向上
・乳幼児期から高齢期を通じ、生涯を通じた歯・口腔の健康づくり

4 誰もが安心して自分らしい暮らしができる、多様な方々が共生する社会の構築
・小児・ＡＹＡ世代のがん患者に対する療養支援体制を構築
・女性、若者、中高年、失業者、年金受給者など誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、対策を強化
・在宅難病患者一時入院事業に取り組み、レスパイトや風水害等に備えた事前の避難的入院ができる環境を整備

▶計画の位置付け
「健康長寿計画」や「感染症予防計画」など政策的に関連の深い１１の個別計画を第８次計画に組み込み、より一体的に施策を推進。

▶計画期間
令和６年度（２０２４年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの６年間（３年後に中間見直し）

▶医療圏
現行計画と同様「埼玉県５か年計画」の１０の地域区分を２次保健医療圏に設定。

▶基準病床数
全県で合計５７，９２４床。地域医療構想で推計した２０２５年における必要病床数（５４，２１０床）の確保に向け、当面の病床整備を行う。

**第2部 くらしと健康**

誰もが、健康で、生き生きと暮らす健康長寿社会の実現を目指す

▶健康づくり対策 ➡ 多様な主体により全世代の健康づくりを推進するため、循環器疾患、糖尿病、慢性腎臓病（ＣＫＤ）や慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）等の生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む。

▶歯科保健対策 ➡ 誰一人取り残さない歯科口腔保健、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、妊娠期から子育て期、成人期、高齢期と、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに取り組む。

▶アレルギー疾患対策 ➡ 近年増加傾向にあるアレルギー疾患を有する者が、県内どこでも適切な医療を受けられ、環境に応じ必要な支援を受けることができるよう、医療人材の育成、患者支援に携わる関係者の資質向上等、体制を整備する。

▶健康危機管理体制の整備充実 ➡ 感染症、食中毒など県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康危機管理マニュアルの整備等による危機管理体制の充実・強化に取り組み、迅速・的確に対応できる体制を整備する。

【第8次埼玉県地域保健医療計画】

第2部くらしと健康

第1章 ライフステージに応じた健康づくりとQOLの向上
第1節 健康づくり対策（健康増進法に基づく「健康増進計画」）
第2節 食育の推進（食育基本法に基づく「食育推進計画」）
第3節 歯科保健対策（歯科口腔保健の推進に関する法律及び埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく「歯科口腔保健推進計画」）
第4節 親と子の保健対策
第5節 青少年の健康対策
第6節 人生の最終段階における医療
第7節 動物とのふれあいを通じたQOLの向上

第2章 疾病・障害への取組
第1節 難病対策
第2節 臓器移植対策
第3節 リハビリテーション医療
**第4節 アレルギー疾患対策（アレルギー疾患対策基本法及びアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針に基づく「埼玉県アレルギー疾患対策推進指針」）**
第5節 肝炎対策（肝炎対策基本法及び肝炎対策の推進に関する基本的な指針に基づく「埼玉県肝炎対策推進指針」）

第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生
第1節 健康危機管理体制の整備充実
第2節 保健衛生施設の機能充実
第3節 安全で良質な水の供給
第4節 衛生的な生活環境の確保
第5節 安全な食品の提供

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## •アレルギー疾患対策推進のための施策の体系

### 1. 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

（1）最新の知見に基づく知識や情報の普及

（2）生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策

ア　大気環境基準の確保　　イ　花粉症対策　　ウ　受動喫煙の防止

エ　アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策　　オ　室内環境におけるアレルゲン対策

### 2. 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

（1）アレルギー疾患医療体制の整備と医療人材の育成　（2）アレルギー疾患医療に関する情報の提供

### 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

（1）患者等の支援に携わる関係者の資質向上

（2）患者等の相談や支援を行える体制の整備と関係機関の連携　　（3）災害に備えた体制の整備

### 4. 施策の基礎となる調査等の実施及び施策の評価

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 1.正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

### (1)最新の知見に基づく知識や情報の普及

**国や関係学会、患者団体の作成するセルフケアや対応マニュアル等を、ホームページの整備等により情報提供します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 疾病対策課及び拠点病院ホームページに、関係する情報を集約して掲載する | 県ホームページ「アレルギー疾患に関する情報」及び拠点病院ホームページ「アレルギー疾患相談室」の随時更新 | 疾病対策課<br>拠点病院 |

**患者及びその家族を対象にした講演会等により最新の知見に基づく医療の重要性や自己管理、生活環境の整備等に関する正しい知識や情報の提供を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 県アレルギー疾患医療拠点病院に委託し、一般県民を対象とした講演会等を開催する(年2回程度) | 市民公開講座(年1回開催)<br>・令和8年1月31日(土)参加人数:80人(会場17人、Zoom63人)<br>内容:「大人と子どもの食物アレルギー」 | 疾病対策課 |

**患者及びその家族を対象にした講演会等により最新の知見に基づく医療の重要性や自己管理、生活環境の整備等に関する正しい知識や情報の提供を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 母子健康手帳の交付時や両親学級、乳幼児健康診査等の機会を活用し、出生前から保護者等への保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供が実施されるよう、関係機関に対し働きかけを行う。 | ・乳幼児への配布用の媒体等を市町村に照会・提供 | 疾病対策課 |

### (2)生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策

#### ア 大気環境基準の確保

**ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対して、法令に基づき立入検査を実施し規制基準の遵守を指導します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 大気汚染防止法及び県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場への立入検査を実施する | 立入検査数:815件(うち行政指導[注意・勧告]:0件) | 大気環境課 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 1.正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

**自動車排出ガス対策として、埼玉県生活環境保全条例に基づき粒子状物質(PM)排出基準に適合 しないディーゼル車の運行規制や、アイドリング・ストップを指導します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 県生活環境保全条例によりディーゼル車の運行を禁止しているため、運行車両の検査や不適合車両の使用者に対する指導を実施する | 調査台数　運行車両検査　　112台(うち不適合2台)<br>ビデオ調査　　5,184台(うち不適合41台) | 大気環境課 |
| 運転者や事業所にアイドリング・ストップの励行を指導し、排出ガスに含まれる大気汚染物質の排出などを抑制する | 指導件数　4件 | 大気環境課 |

**PM2.5や光化学オキシダント等大気汚染物質の常時監視測定を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| PM2.5や光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物(VOC)について、大気汚染防止法や県生活環境保全条例に基づき、排出抑制を推進する<br>(埼玉県5か年計画で、PM2.5の濃度を国内の環境基準(15μg/㎥)より厳しく、近隣都県が掲げる最も厳しい目標値である10μg/㎥の達成を目指すとしている。　R2年度10.3μg/㎥ → 令和8年度10.0μg/㎥) | ・PM2.5の年平均濃度 9.6 μg/m3 | 大気環境課 |
| VOCを取り扱う事業者に対して、実態に応じた排出削減の取組を促すなど、事業者が自主的に排出を抑制するための取組を進める | ・VOC排出削減セミナー 1回(オンデマンド)、305名<br>・VOC対策サポート事業　1事業所 | 大気環境課 |
| PM2.5や光化学オキシダント等大気汚染物質の削減対策の推進には、汚染実態の把握が必要であるため常時監視測定を実施し、その結果を県民へ提供する | ・PM2.5自動測定器の整備　65局<br>・Ox(光化学オキシダント)自動測定器の整備　54局<br>・光化学スモッグ注意報の発令　7日<br>・県公式LINE登録者数　PM2.5注意喚起情報提供 136,862 人、光化学スモッグ注意報等発令情報 135,056 人(令和8年3月31日現在) | 大気環境課 |
| 国や他の地方公共団体と連携し、PM2.5の成分分析などの広域調査やVOCの削減などの効果的な対策を推進する | ・大気環境中のPM2.5成分分析　2か所<br>・関東甲信越でのPM2.5及びOx(光化学オキシダント)調査の実施<br>・九都県市合同でVOC削減取組を啓発(「夏季のVOC対策」重点実施期間等) | 大気環境課 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 1.正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

### イ　花粉症対策

**間伐、枝打ち等を行うことで、適正な森林整備を進めます。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 森林整備をより一層進めることで、花粉発生源対策に寄与する | スギ削減面積72ha（見込） | 森づくり課 |
| 森林整備事業において、R4年度～R8年度までの5年間で12,500ヘクタールの森林を整備する | 森林の整備保全面積　累計　4，976ha（見込） | 森づくり課 |

**花粉が少なく、初期成長に優れたスギ苗木等の植栽を進め、花粉の飛散量軽減を目指します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 少花粉スギ採取園の整備により、苗木の生産体制を確立させ、少花粉品種への切り替えを推進する | 少花粉スギ苗木生産27千本<br>少花粉ヒノキ苗木生産2千本 | 森づくり課 |

**春の花粉飛散量の目安となるスギ林の雄花量をホームページ等により情報提供します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 雄花の着生状況の調査結果をまとめ、2月～5月頃に寄居林業事務所ホームページにおいて情報提供する | 調査結果報告をHPで公開（12月26日から） | 森づくり課<br>寄居林業事務所 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 1.正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

### ウ　受動喫煙の防止

**施設の管理者等に対し、健康増進法の順守について周知啓発を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 施設の管理者等に対し、説明会等を通じて健康増進法の順守について周知啓発する。 | 健康増進法について施設管理者に対しチラシ等で周知啓発を実施した。 | 健康長寿課 |

**各種イベントでの啓発やパンフレットの配布により、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等に関する情報提供を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 喫煙、受動喫煙の健康への影響等について、イベントやパンフレットの配布を通じて情報提供する。 | 喫煙、受動喫煙の健康への影響について、チラシ、広報誌及びYouTube広告を通して情報提供を行った。 | 健康長寿課 |

**受動喫煙防止に関する認証制度により、受動喫煙対策を推進します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 法律の規制を上回る全面禁煙に取り組む飲食店や事業所等を県が認証することにより、受動喫煙防止対策を推進する。 | 認証施設　5,308施設（令和8年3月末時点） | 健康長寿課 |

### エ　アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策

**食品の製造・販売事業施設の監視指導を実施し、事業者による食品の自主検査を推進します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 「埼玉県におけるアレルギー物質を含む食品の安全確保対策指針」に基づき、監視指導を実施する | 製造施設への立入件数：546件、販売施設への立入件数：1,019件、確認製品数：4,688件（R7年度末時点） | 食品安全課 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 1.正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

**アレルゲン表示の違反については、当該食品の確実な回収を指導するとともに、回収情報を的確に把握し、ホームページ等を通じて広く県民に注意喚起を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| アレルゲン表示の違反があった場合に、確実な回収の指導や食品安全課ホームページを通じた県民への注意喚起を行う | 自主回収の申出が20件あり、事業者へ回収の指導を行った。 | 食品安全課 |

**事業者や消費者を対象に、食品表示に関する研修や講習会を開催します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 事業者や消費者、行政職員を対象にした研修、講習会を開催する（年6回程度） | 営業者を対象にした講習会での講師・消費者を対象とした出前講座においてアレルギー表示について説明（随時） | 食品安全課 |

**保健所において、関係者や県民からの個別相談に対応します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 各保健所で、必要に応じて食品安全課と連携し、相談に対応する | 事業者からの表示に関する問い合わせ、消費者からの表示に関する疑義や発症に関する相談の受付（随時） | 食品安全課<br>各県保健所 |

### オ　室内環境におけるアレルゲン対策

**ダニ、衛生害虫、結露、カビ等の原因や対策に関する情報提供をホームページ、パンフレット等を通じて行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 生活衛生課のホームページにおいて、関連する情報を集約して掲載するとともに、パンフレットによる普及啓発を行う | ダニ、衛生害虫、結露、カビ等の原因や対策に関する情報を公開（リーフレットも併せて掲載） | 生活衛生課 |

**各保健所にシックハウス対策に関する相談窓口を設置し、相談対応を行う他、必要に応じて現地調査を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 各保健所で、必要に応じて生活衛生課と連携し、相談対応や現地調査を行う | シックハウス対策に関する相談：14件 | 生活衛生課<br>各県保健所 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 2. 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

### (1)アレルギー疾患医療体制の整備と医療人材の育成

**医師等医療従事者を対象とした研修会を定期的に実施することにより、標準治療を普及し、アレルギー医療の資質の向上を図ります。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 医師、医療従事者を対象とした研修会を開催する(年2回程度) | 医療従事者向け研修会(年2回実施)<br>・第78回アレルギーフォーラム<br>令和7年5月22日(木)参加人数46名(会場33名、Zoom13名)<br>・第79回アレルギーフォーラム<br>令和7年10月16日(木)参加人数45名(会場35名、Zoom10名) | 疾病対策課<br>拠点病院 |

**埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、拠点病院と専門医療機関、かかりつけ医、薬局との連携体制を検討し整備します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催、運営する | 埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催(年1回)<br>・令和7年9月1日(月) | 疾病対策課 |
| オブザーバーとして埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会に参加する | | 庁内連絡会議構成課 |
| アレルギー疾患への対応を含めたかかりつけ薬剤師・薬局を推進する | かかりつけ薬局数:2,025件(R8年3月1日時点) | 薬務課 |

### (2)アレルギー疾患医療に関する情報の提供

**アレルギー疾患を診療する医療機関の情報を取りまとめ、ホームページ等で提供する仕組みを整えます。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 医療機関の調査を実施し、取りまとめた情報を拠点病院ホームページに掲載する | 「医療機関検索」として公開 | 疾病対策課<br>拠点病院 |
| 上記調査結果を疾病対策課ホームページで情報提供する(リンク) | 県ホームページで「医療機関検索」について案内 | 疾病対策課 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

### (1)患者等の支援に携わる関係者の資質向上

**保育所、学校等の教職員に対する研修会を定期的に開催します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 保育園、幼稚園の教諭を対象とした研修会を開催する(年1回) | 保育園・幼稚園等職員向け研修会(年1回)<br>・令和8年2月19日(木)参加人数:190名<br>内容:講演「児童関連施設のこどもたちの命を守るために～アレルギー疾患の正しい理解と対応～」<br>実習「エピペンに関する説明および実習」 | 疾病対策課<br>拠点病院 |
| 保育士を対象とした研修会の一分野として食物アレルギーに関する講座を実施する | 保育士等キャリアアップ研修の1分野として「食育・アレルギー対応」を実施し、2,687名が修了した。 | こども支援課 |
| 学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会を開催し、学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定や学校給食における食物アレルギー対応に関する調査等を実施する | 学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会を2回開催(令和7年7月、令和8年2月)し、協議内容を踏まえ、学校における食物アレルギー対応マニュアルの確認を行った。また、学校給食における食物アレルギー対応に関する調査を令和7年9月に実施した。 | 保健体育課 |
| 学校生活において食物アレルギー症状が発症した事例の収集、フィードバックを実施する | 学校生活において食物アレルギー症状が発症した事例の収集を行い、食物アレルギー対応に関する調査結果と併せて事例報告を取りまとめ、各市町村教育委員会と県立学校へ提供した。 | 保健体育課 |
| 教職員等を対象とした研修会を開催する(年4回程度) | 教職員等を対象とした研修会を年3回開催した。<br>①公立学校教職員・市町村担当者向け研修(初級):動画配信(令和7年7月28日～令和8年3月13日)<br>②公立学校教職員・学校医等・県保健医療部職員向け研修(中級):令和7年11月4日(火)<br>③市町村教育委員会職員・各教育事務所・総合教育センター職員向け研修:令和8年2月2日(月) | 保健体育課 |
| 私立学校等に対し、国等のアレルギー疾患への対応に係る関連通知を周知する | アレルギー疾患への対応に係る関連通知を周知した。<br>(3件:4月10日、5月22日、7月1日) | 学事課 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 私立学校等に対し、国や県が主催するアレルギー疾患への対応に係る研修会を周知する | アレルギー疾患への対応に係る研修会を周知した。<br>（2件：7月7日、12月2日） | 学事課 |

**保健センター等で乳幼児の相談支援を行う保健師や栄養士等、母子保健関係職員に向けて最新の情報を提供します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 市町村の母子保健事業担当者を対象とした研修会を開催する（年1回） | 令和7年12月4日（木） 参加人数：19名<br>内容：講演「食物アレルギー管理と対応」「食物アレルギー児の食事管理」「食物アレルギーアナフィラキシー対応」実技「エピペンの打ち方と抑制方法」 | 疾病対策課<br>拠点病院 |

**保健所等でシックハウス対策の相談対応を行う職員を対象とした研修会を定期的に開催します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 「健康で快適な住居環境づくり支援事業」の一環として、行政職員への研修を開催する（年3回程度） | 保健所の環境衛生担当職員を対象にシックハウス対策等の研修を実施。<br>（5月、7月、8月、9月） | 生活衛生課 |

### （2）患者等の相談や支援を行える体制の整備と関係機関の連携

**拠点病院において、電話相談窓口を設置し県民や関係機関からの相談に対応します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 電話相談窓口において、県民や関係機関からの相談に対応する | 電話相談　83件 | 拠点病院<br>疾病対策課 |
| 学校等の生活管理指導表に関する相談事業を実施する | 9件（保育園2件、小学校6件、教育委員会1件） | 拠点病院<br>疾病対策課<br>保健体育課 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

**公立学校において、食物アレルギー対応に関する課題を検討する委員会等の開催により、食物アレルギー対応を推進するための体制を整えます。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 「学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会」を開催する | 学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会（年2回実施）<br>・第1回令和7年7月17日（木）Teamsによるオンライン<br>・第2回令和8年2月12日（木）Teamsによるオンライン | 保健体育課 |

**保育所や幼稚園、小中学校等で、保育所・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の普及を図るとともに、適切な活用を推進します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 保育所・学校生活管理指導表の重要性を周知するとともに、学校等の生活管理指導表に関する相談事業の活用を案内する | 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修での行政説明 | 疾病対策課<br>保健体育課 |
| 各種通知等を関係機関に周知する | | 学事課・こども支援課・保健体育課・義務教育指導課 |

**埼玉県アレルギー疾患対策推進計画庁内連絡会議や医療連絡協議会において、アレルギー疾患に関する情報を共有するとともに、関係機関に情報提供を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 関係部局等からのアレルギー疾患関連情報を、適宜関係事業者等に周知する | | 庁内連絡会議構成課 |
| 各関係者の通常の連絡会や研修会において、アレルギー疾患に関する知識や情報を共有する | | 庁内連絡会議構成課 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

### （3）災害に備えた体制の整備

**災害時への備えや災害発生時における対応について、研修会や講演会、ホームページ等により患者や家族、関係機関職員へ情報を提供します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 災害時への備えや災害発生時における対応について、疾病対策課及び拠点病院ホームページを通じて県民に情報提供する | 県ホームページ（アレルギー疾患に関する情報）に災害時の対応を掲載。<br>アレルギーポータル（災害時の対応）ページをリンク | 疾病対策課<br>拠点病院 |
| 上記について消防防災課ホームページを通じて情報提供する（リンク） | 県ホームページ掲載の埼玉県地域防災計画内資料編：第2編Ⅱ-2-8-4「避難所の運営に関する指針」において、アレルギーへの配慮に関する情報提供を実施している。 | 災害対策課 |

**アレルギー疾患に配慮し、食料の備蓄を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| アレルギー疾患に配慮した食料備蓄計画を策定する | 食料備蓄計画を策定しており、小麦アレルギー等に配慮して、小麦系食料（缶入りパン等）と米系食料（アルファ米等）の総備蓄割合を3対7とし、米系食料では、アレルギーが比較的少なく副食なしでも食べられるわかめご飯等を重点的に備蓄することを計画にて定めている。 | 災害対策課 |
| 食料備蓄計画に基づいた調達、備蓄を行う | アレルギーを引き起こすおそれのある食品として消費者庁が表示を義務付けている特定原材料8品目及び特定原材料に準ずる20品目について、それらを使用していないアルファ米等の調達、備蓄を行った。 | 農産物安全課 |

# ① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

## 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

**避難所での生活におけるアレルギー疾患への配慮等について、市町村の避難所運営を支援します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 市町村が避難所運営マニュアルを作成する際の指針である「避難所運営に関する指針」に食物アレルギーの避難者に対する配慮について規定する | 「避難所運営に関する指針」に食物アレルギーの避難者に対する配慮について規定している。 | 災害対策課 |
| 市町村を対象に、避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会を開催する（年1回） | 研修会未実施<br>市町村危機管理・防災担当主管課長会議において、食物アレルギーに関する防災講演の周知等を行った。 | 疾病対策課 |

**災害時には、アナフィラキシー等の重症化予防、食物アレルギーに関する情報や避難所での過ごし方等、患者やその家族、関係者に対してわかりやすい情報提供を行います。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 災害時に避難所等において必要な情報が提供できるよう、疾病対策課及び拠点病院ホームページを整備する | 県ホームページ（アレルギー疾患に関する情報）に「災害時におけるアレルギー疾患の対応（合冊）」を掲載。 | 疾病対策課<br>拠点病院 |

## 4. 施策の基礎となる調査等の実施及び施策の評価

# ② 拠点病院への委託事業

平成30年3月23日に、「埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院」として「埼玉医科大学病院」を指定。
以下の事業を拠点病院への委託により実施。

i. 電話相談事業
ii. 生活管理指導表相談事業
iii. 医療機関検索
iv. 講演会・研修会の実施

参考

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割

| | |
|---|---|
| 診療 | 重症・難治性患者に対し、複数の診療科が連携し、診断・治療・管理を行う。 |
| 情報提供 | 患者や家族、地域住民に対する適切な情報提供をする。講習会・啓発活動に主体的に取り組む。 |
| 人材育成 | 医療従事者、保健師、栄養士、学校・児童福祉施設等の教職員等に対する研修・講習の実施に積極的に関与する。 |
| 研究 | 都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行う。 |
| 助言・支援 | 学校・児童福祉施設等における諸問題に対し、医学的見地から助言・支援を行う。 |

選定

- 各都道府県につき原則1～2か所
- アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常勤（アレルギー専門医が望ましい）
- 上記を満たさない診療科がある場合は、当該診療科の専門的な知識と技能を有する医師が常勤する医療機関の診療科を合せて選定する。
- アレルギー疾患に関する専門的な知識と技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい。
- 小児から高齢者までの診療を担える医療機関であること。
- 小児アレルギー疾患医療の中心的な役割を担っている小児専門医療機関がある場合は、当該医療機関も選定の候補とする。

参照：平成29年7月28日健発0728第1号厚生労働省健康局長通知「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」

# ② 拠点病院への委託事業

【図表 2-2-4-4　埼玉県のアレルギー疾患対策推進体制図】

第8次埼玉県地域保健医療計画
第2章第4節アレルギー疾患対策　より

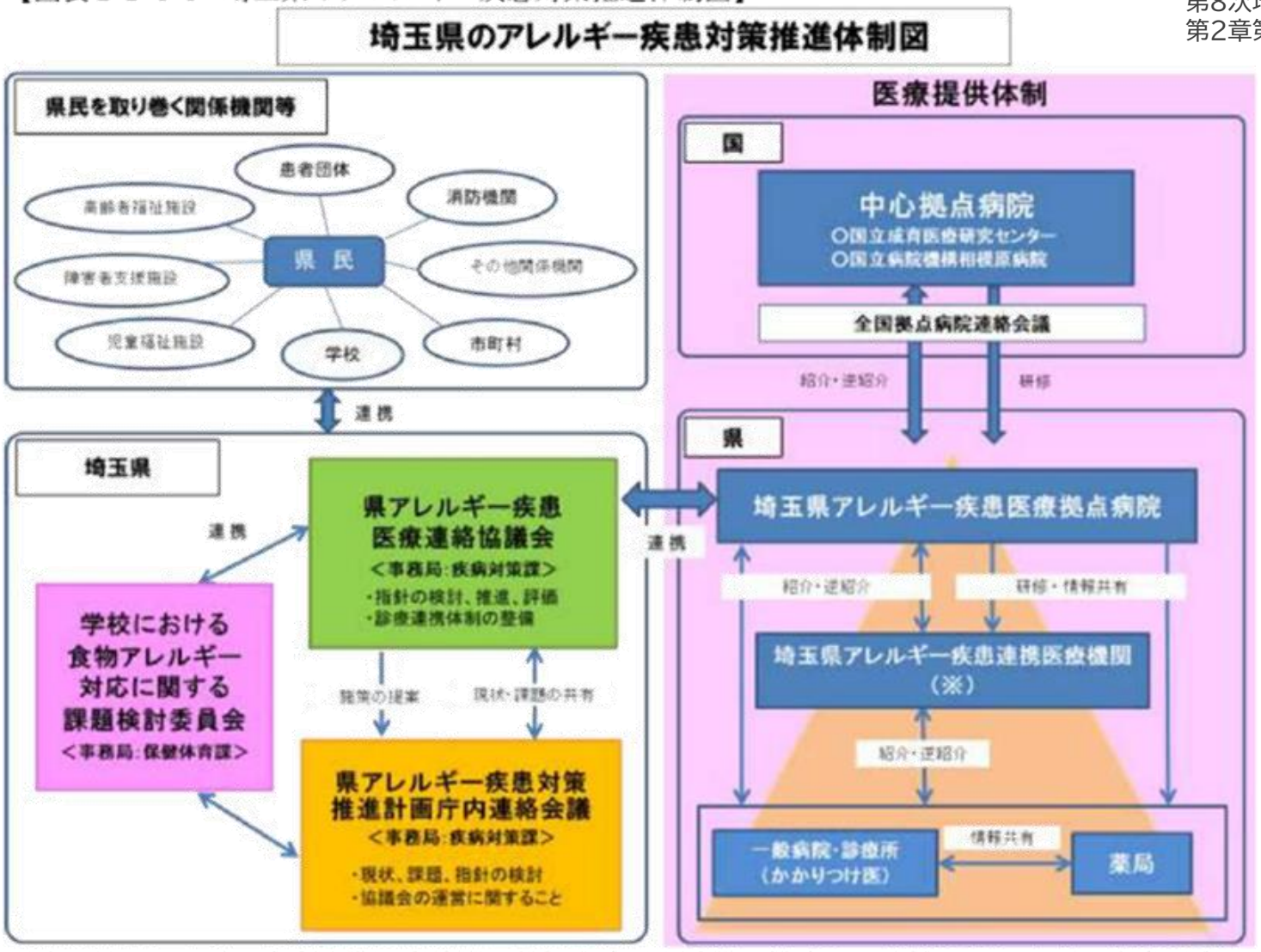


※埼玉県アレルギー疾患連携医療機関：県拠点病院と連携・協力し、地域のアレルギー疾患医療の水準を高めるための役割を担う医療機関の総称

# ② 拠点病院への委託事業
## i. 電話相談事業

埼玉県では、アレルギー疾患の患者・家族、保育所・幼稚園等の職員からのアレルギー疾患に関する相談に応じるため、「埼玉県アレルギー疾患相談室」を開設している。

| | |
|---|---|
| ● 設置場所 | 埼玉県アレルギー疾患相談室（埼玉医科大学病院内） |
| ● 設置日 | 平成30年6月1日～ |
| ● 対象者 | アレルギー疾患の患者・家族、保育所や学校等の職員など |
| ● 相談内容 | 症状や薬、検査や治療に関すること、施設などでの対応に関することなど |

＜令和7年度実施結果＞
(1)集計期間
　令和7年4月～令和8年3月
(2)相談件数　83件

※141件（令和6年度）

## 疾患別相談状況

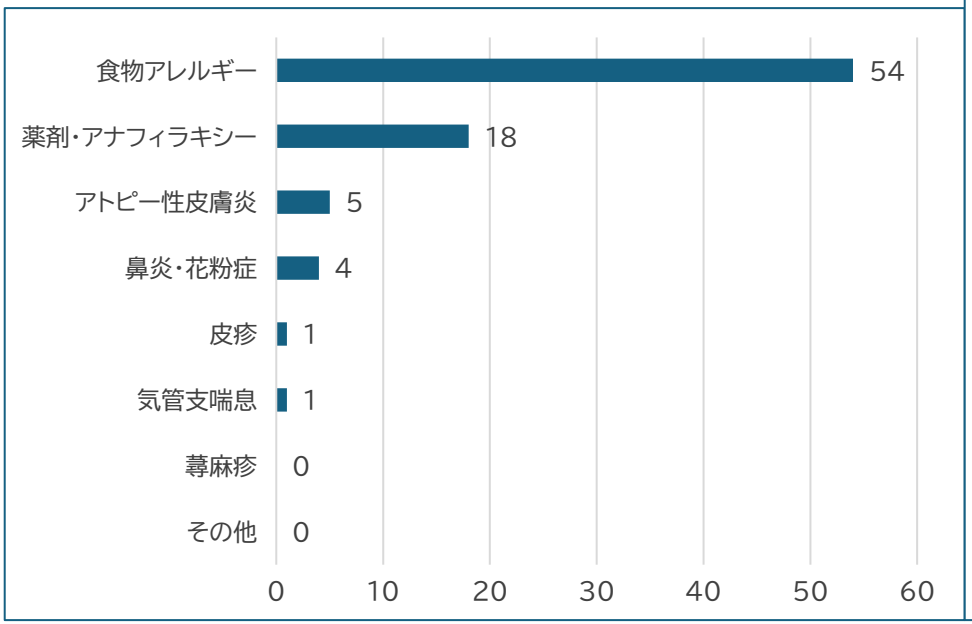


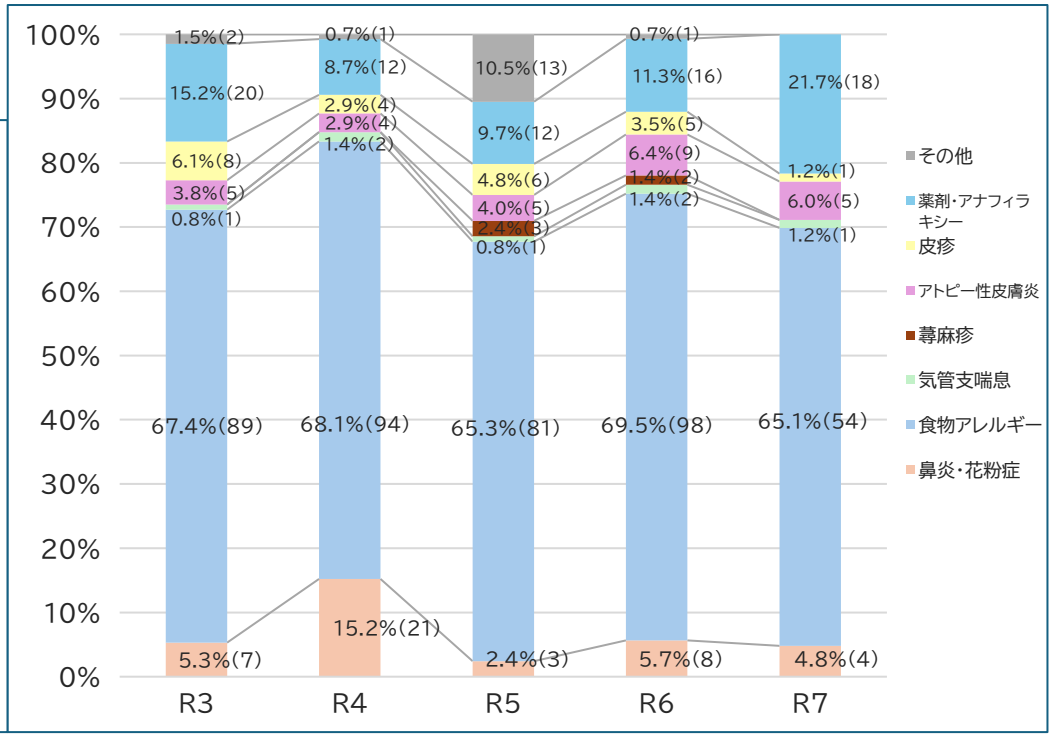

# ② 拠点病院への委託事業
## i. 電話相談事業

### 相談のきっかけ

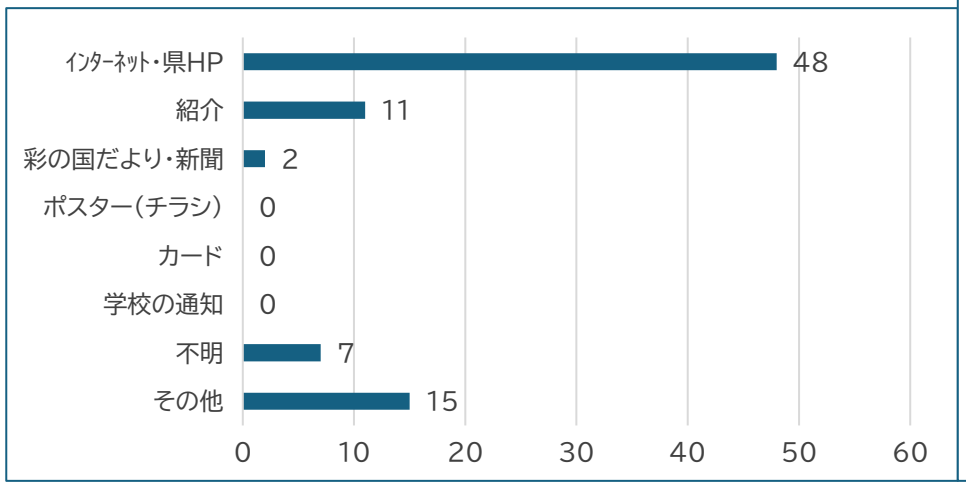


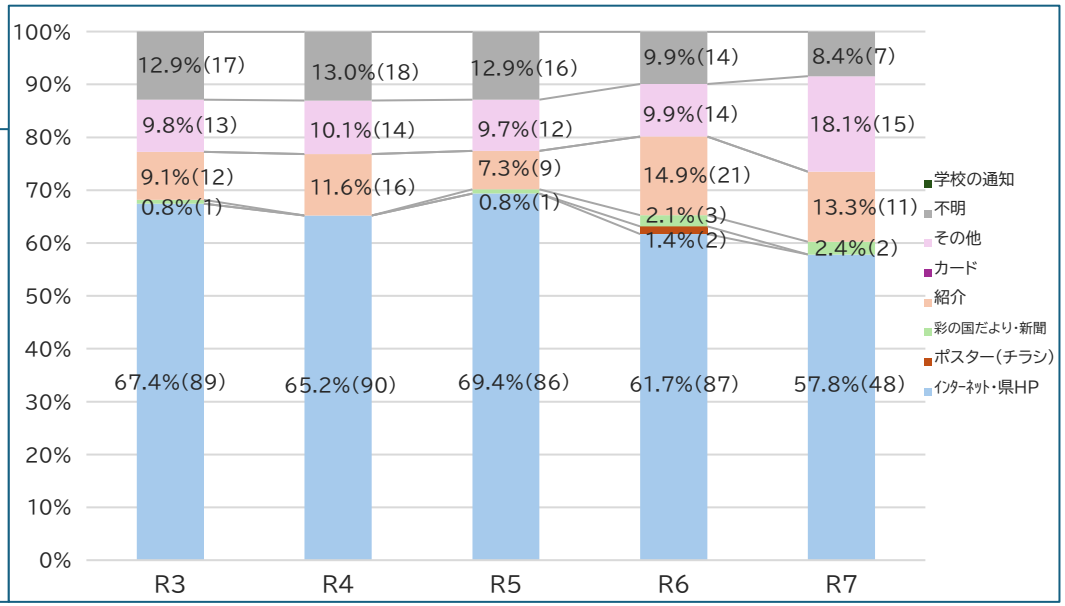


### 相談者と本人の関係

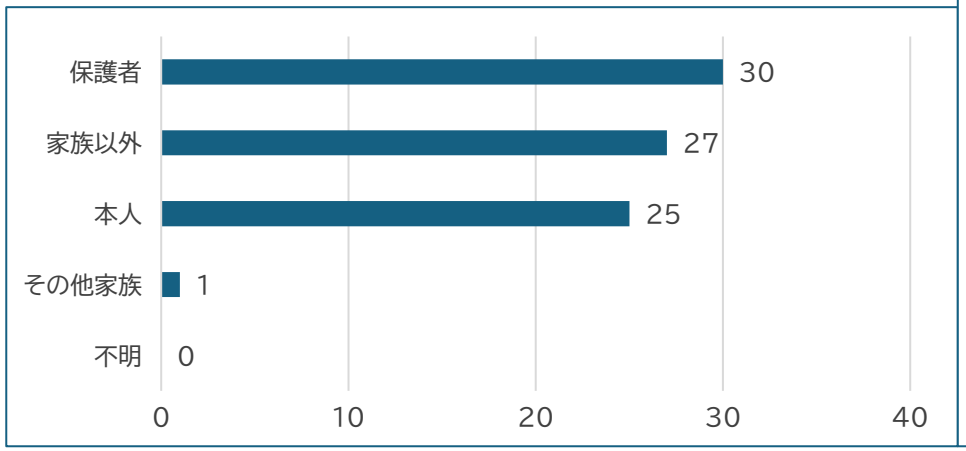


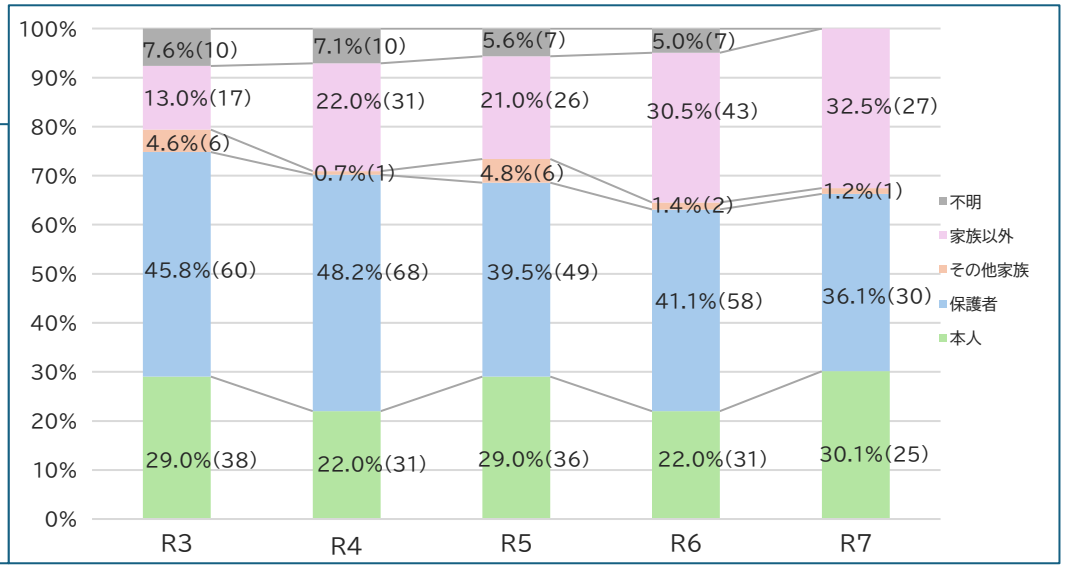

# ② 拠点病院への委託事業
## i. 電話相談事業

### 患者の年代

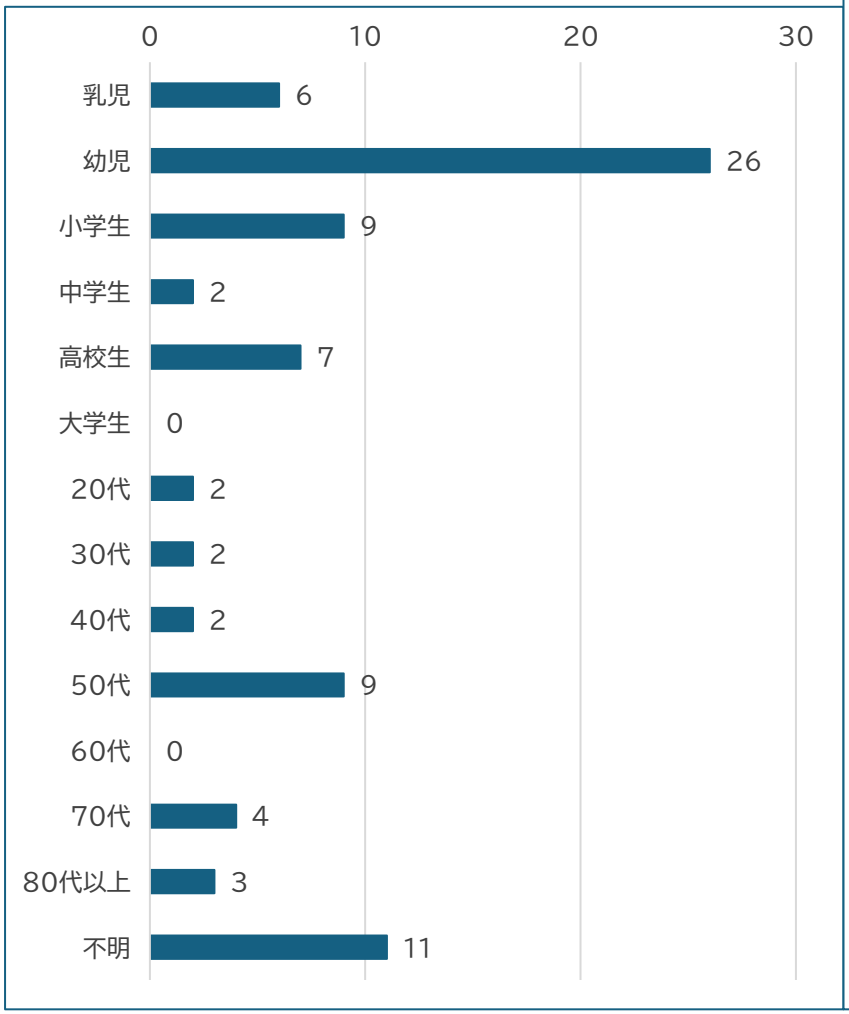


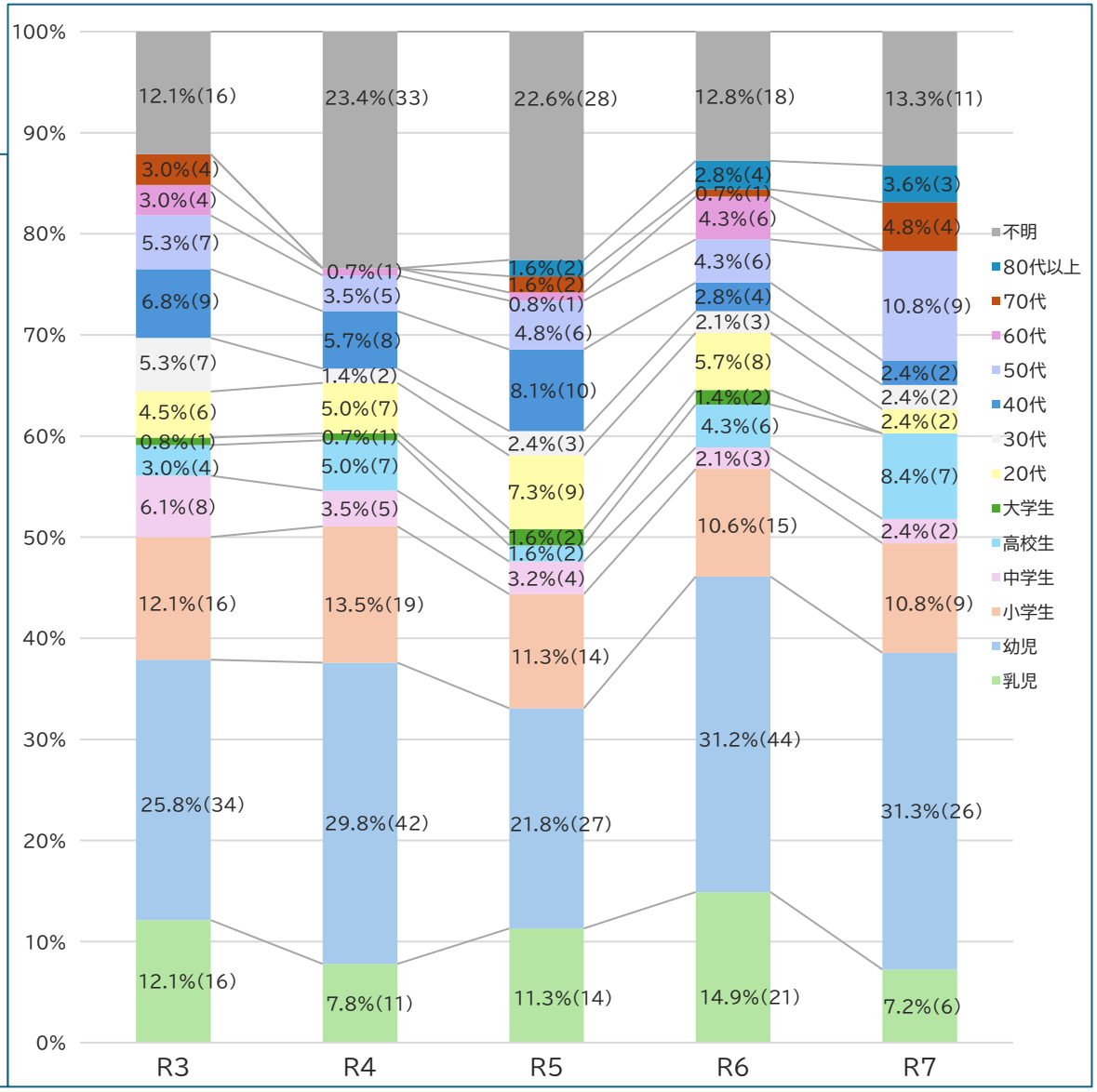

# ② 拠点病院への委託事業
## i. 電話相談事業

### 相談内容

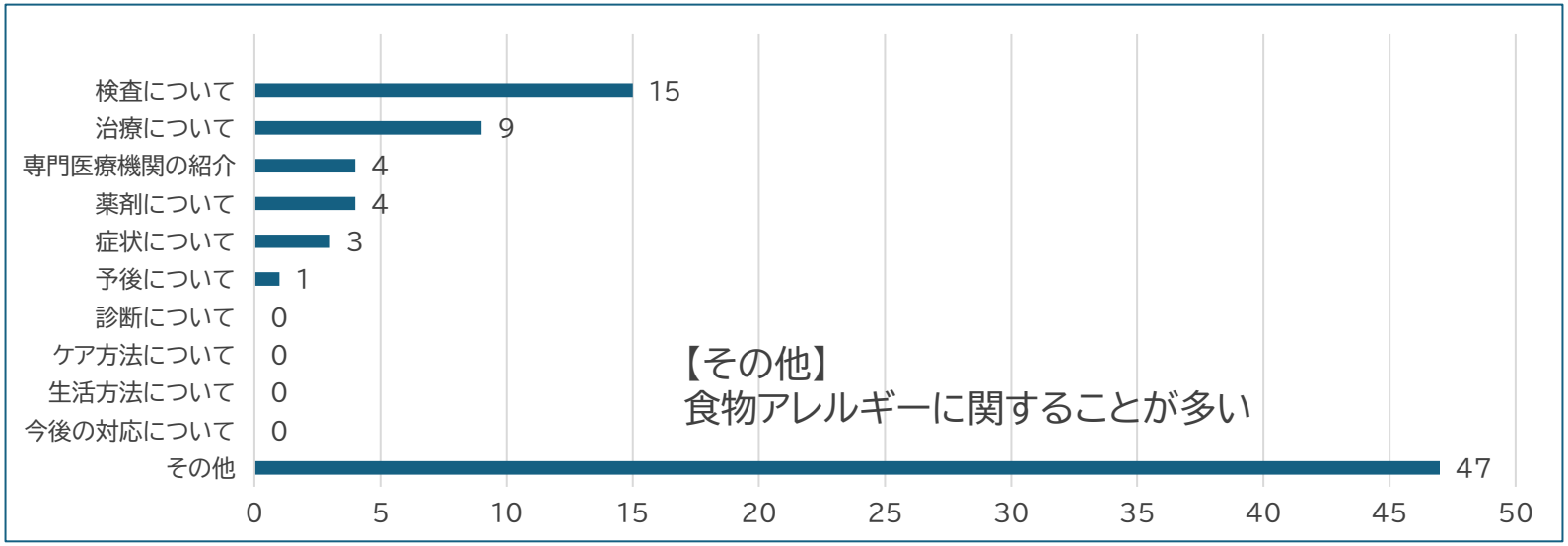


### 相談結果

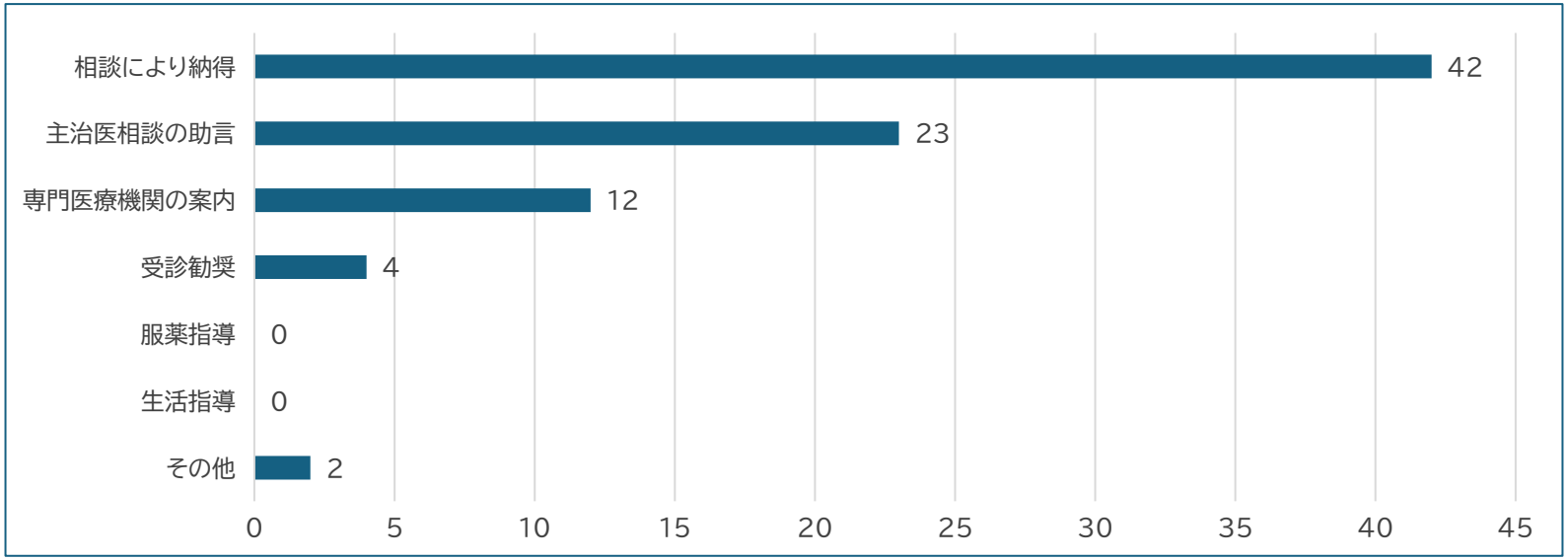

# ② 拠点病院への委託事業
## ii. 生活管理指導表相談事業

埼玉県では、学校、保育所、幼稚園等の教職員向けにアレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業を実施している。対応や管理に迷うアレルギー疾患生活管理指導表が提出された場合に、教職員が、子どものアレルギー疾患を専門とする医師に相談できる。

| | |
|---|---|
| ● 設置場所 | 埼玉県アレルギー疾患相談室（埼玉医科大学病院内） |
| ● 設置日 | 平成31年2月25日～ |
| ● 対象者 | 学校、保育所、幼稚園等の教職員 |
| ● 相談方法 | 電子メール（随時） |
| ● 留意事項 | 相談室で相談票を受理してから概ね2週間以内に回答 |

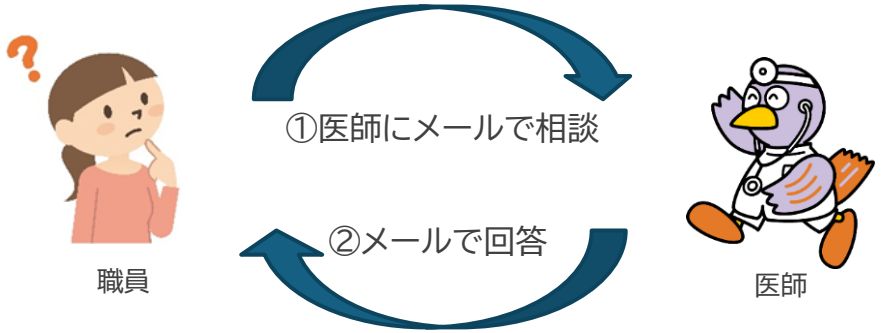

# ② 拠点病院への委託事業
## ii. 生活管理指導表相談事業

### 相談件数

| | 就学前 | 小学校 | 中学校 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| R3 | 6 | 5 | 1 | 0 | 12 |
| R4 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| R5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 12 |
| R6 | 5 | 5 | 2 | 1 | 13 |
| R7 | 2 | 6 | 0 | 1 | 9 |
| 合計 | 17 | 26 | 5 | 3 | 51 |

### 施設別相談件数

| 施設別 | 合計 |
|---|---|
| 公立保育園・幼稚園 | 8 |
| 私立保育園・幼稚園 | 9 |
| 公立小学校 | 23 |
| 公立中学校 | 4 |
| 特別支援学校 | 4 |
| 市教育委員会 | 3 |
| 合計 | 51 |

### 相談内容

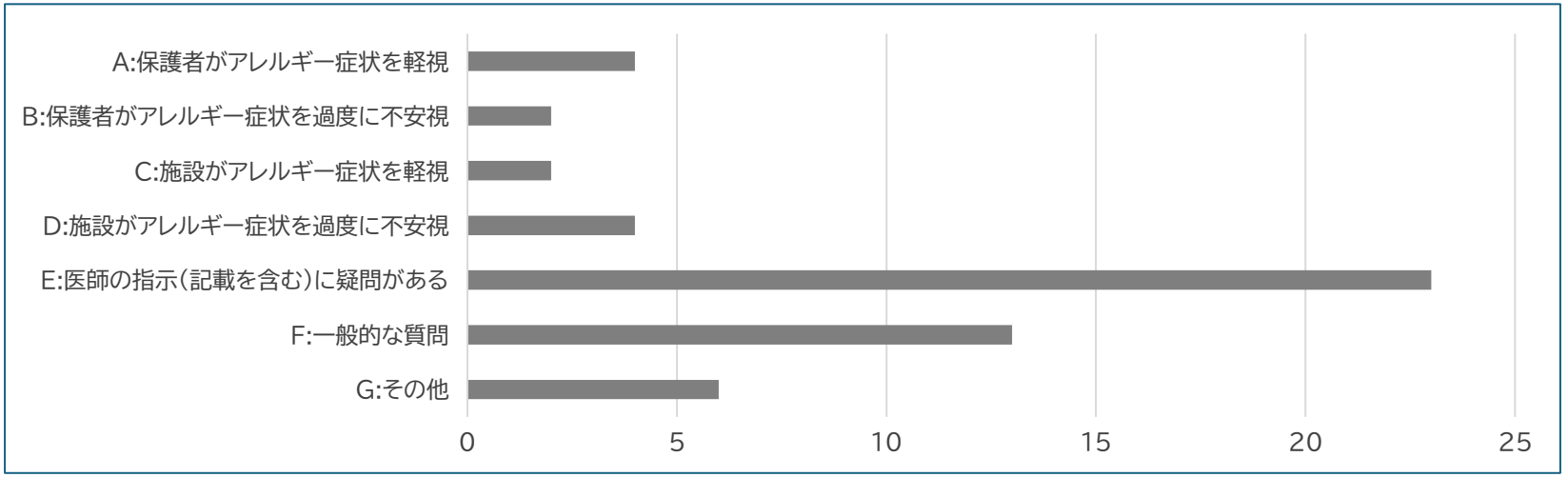

# ② 拠点病院への委託事業
## iii. 医療機関検索

地域の医療機関のご協力のもと、アレルギー疾患医療を提供している医療機関の情報を埼玉医科大学病院のホームページで公表している。地域や診療内容などの項目を選択することで、対応可能な医療機関を検索できる。




**＜検索可能な疾患＞**

子ども：ぜん息、食物アレルギー
大　人：ぜん息

**＜ログ解析調査の目的＞**

アレルギー疾患患者等の治療ニーズ等を把握し、今後のアレルギー疾患医療の情報の提供に繋げる。また、より多くのアクセスを見込めるよう、サイトの改善等を検討するための基礎資料とする。

**＜調査の概要＞**

(1)サイト及び対象ログ

サイト名：埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院[医療機関検索]
URL：http://allergy.saitama-med.ac.jp/search.html
ログ：「食物アレルギー」及び「ぜんそく」について
検索ボタンを押下した時点の絞込み履歴を対象とする。

(2)調査期間

| | |
|---|---|
| 「食物アレルギー」 | 令和7年8月6日～令和8年3月31日 |
| 「ぜんそく」 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |

# ② 拠点病院への委託事業
## iii. 医療機関検索

検索数
（全体）

埼玉医科大学病院
埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院

埼玉医科大学病院 | お問い合わせ
アレルギーポータルサイト | 埼玉県アレルギー疾患対策

医療機関検索 | 医療拠点病院について | 埼玉県アレルギー疾患相談室 | 研修会・講演会のお知らせ

✚ 医療機関検索

| 大人のアレルギー疾患 | | 子どものアレルギー疾患 | |
|---|---|---|---|
| ぜんそく | 278 | ぜんそく | 275 |
| | | 食物アレルギー | 1919 |

計 2,472

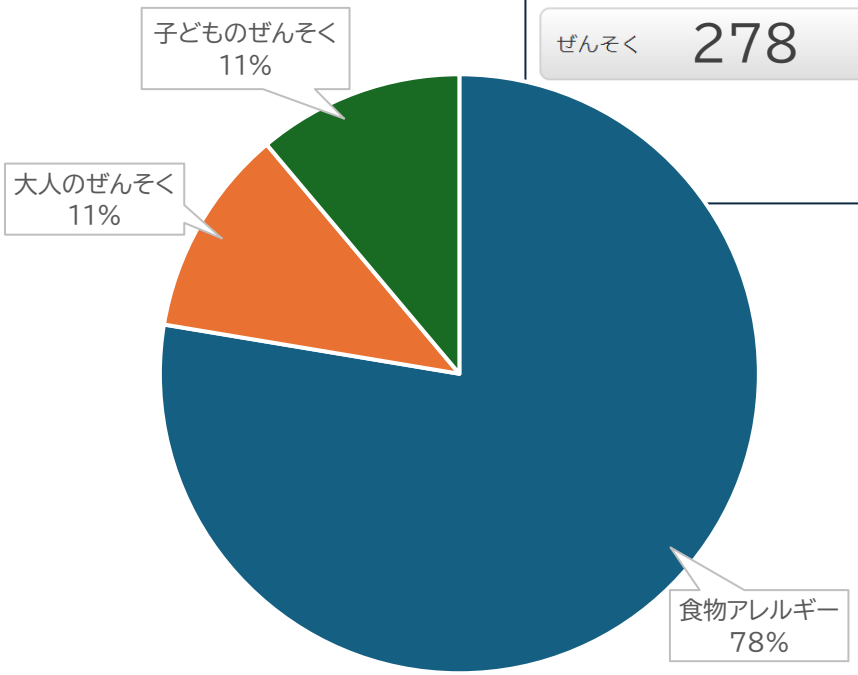


調査期間
「食物アレルギー」　令和7年8月6日～令和8年3月31日
「ぜんそく」　令和7年4月1日～令和8年3月31日

# ② 拠点病院への委託事業
## iii. 医療機関検索

検索項目
（子ども・食物アレルギー）

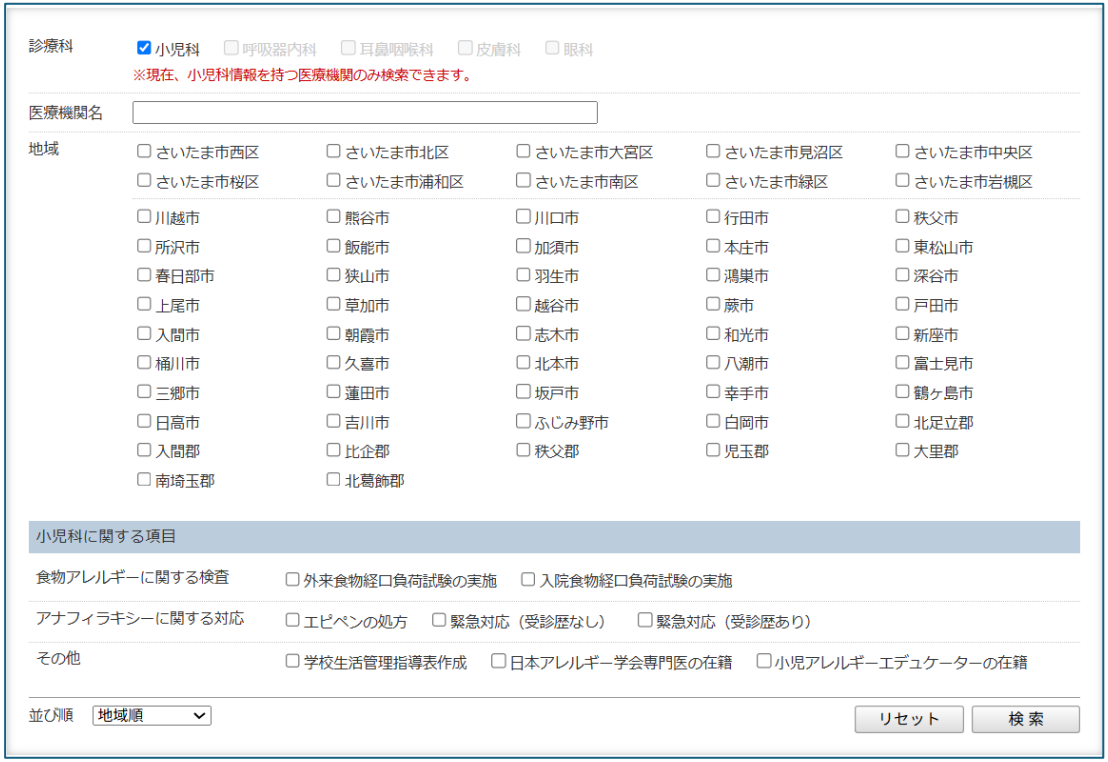


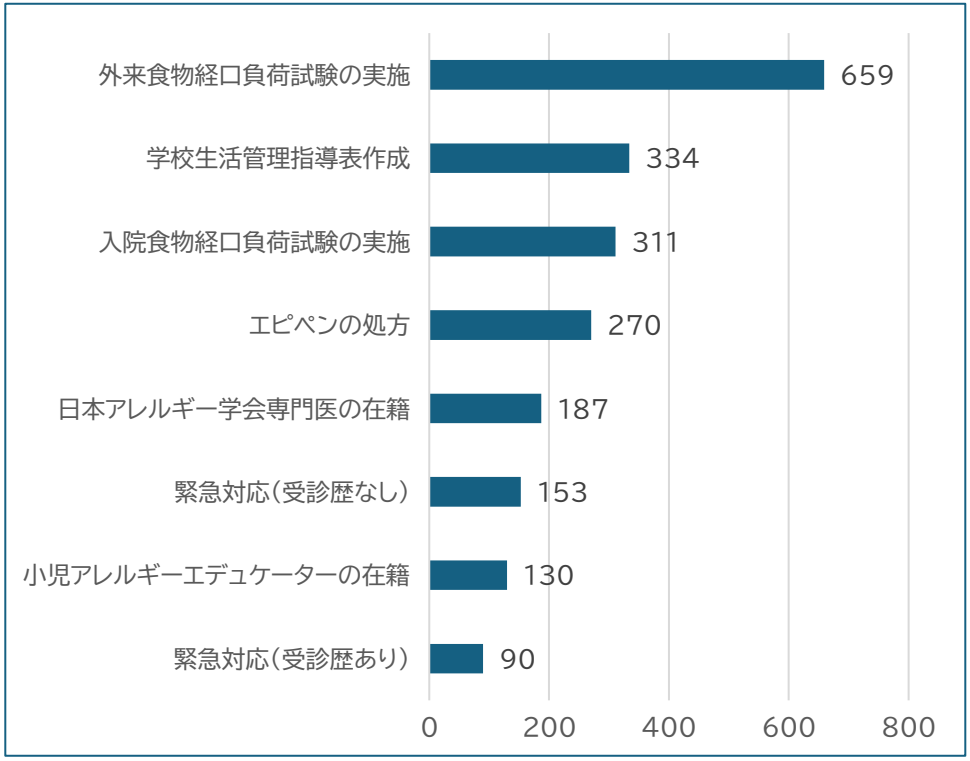

# ② 拠点病院への委託事業
## iii. 医療機関検索

検索項目
（ぜんそく）







【おとな】

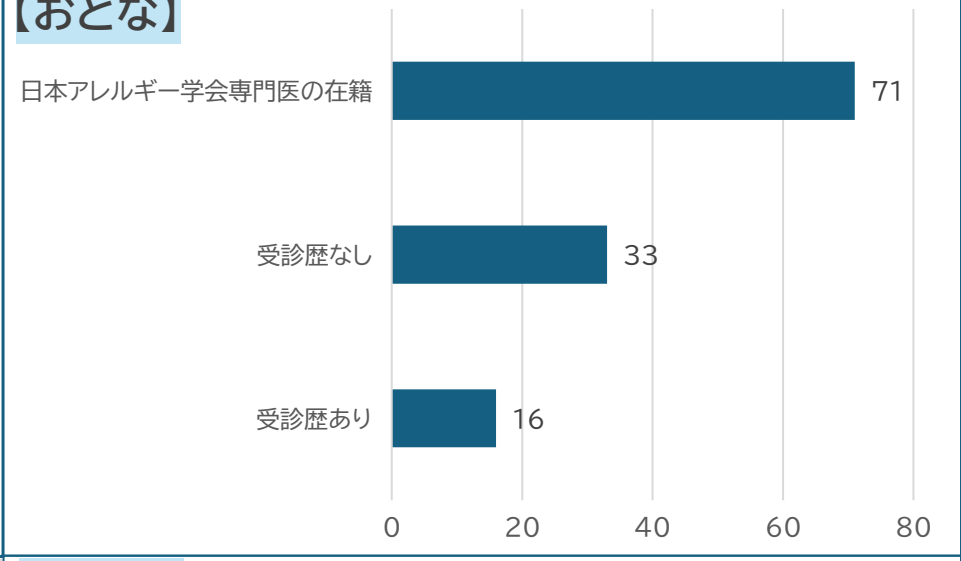


【こども】

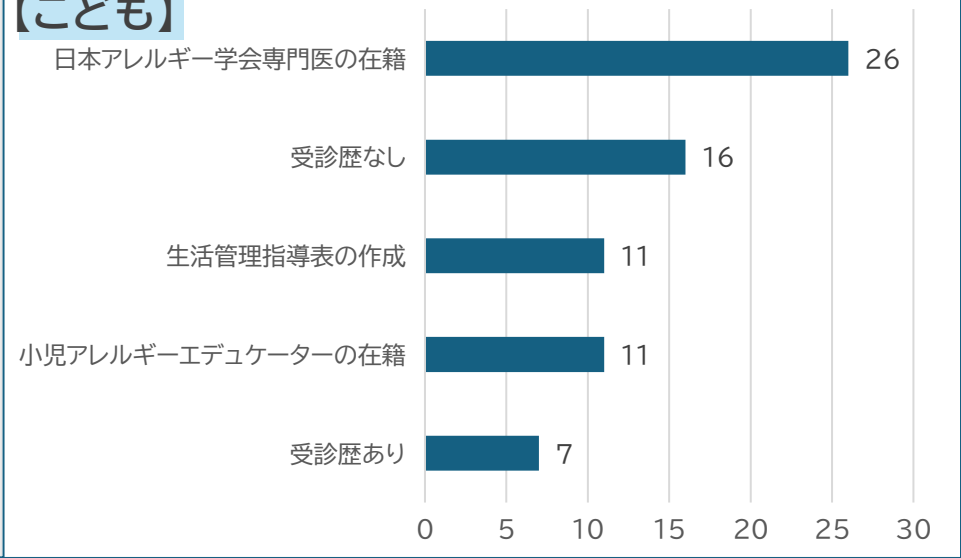

# ② 拠点病院への委託事業
## iv. 講演会・研修会

| | 内容 | 開催日 | 会場 | 参加人数 |
|---|---|---|---|---|
| 市民公開講座 | 大人と子どもの食物アレルギー | R8.1.31(土) | 埼玉医科大学<br>かわごえクリニック | 80人<br>(会場17人、Zoom63人) |
| アレルギーフォーラム<br>(医療従事者向け) | アトピー性皮膚炎 | R7.5.22(木) | 埼玉医科大学 | 46人<br>(会場33人、Zoom13人) |
| | アレルギーマーチへの早期介入<br>消化管のアレルギー疾患 | R7.10.16(木) | | 45人<br>(会場35人、Zoom10人) |
| 母子保健担当者研修会 | 食物アレルギーに関する講演<br>エピペン実習 | R7.12.4(木) | 大宮ソニックシティ | 19人 |
| 児童関連施設職員向け<br>研修会 | | R8.1.15(木) | | 139人 |
| 保育所・幼稚園等職員向け<br>研修会 | | R8.2.19(木) | | 190人 |

# ③ 市町村防災担当者を対象とした研修会に向けて

「埼玉県アレルギー疾患対策推進指針第4章における関係各課の取組」のうち、

3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

(3)災害に備えた体制の整備

**避難所での生活におけるアレルギー疾患への配慮等について、市町村の避難所運営を支援します。**

| 具体的な取組 | 令和7年度実績 | 担当課 |
|---|---|---|
| 市町村を対象に、避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会を開催する(年1回) | 研修会未実施<br>市町村危機管理・防災担当主管課長会議において、食物アレルギーに関する防災講演の周知等を行った。 | 疾病対策課 |

市町村危機管理・防災担当主管課長会議(R8.2.16開催)において、当課から、
国のポータルサイト、Q&A、食物アレルギーに関する防災講演(オンデマンド配信)等の周知を行った。

その後、マニュアル等の認知度調査を実施した。

# ③ 市町村防災担当者を対象とした研修会に向けて

「災害時の避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応」に関する認知度調査
回答　53／63市町村

アレルギー疾患の災害対応Q＆A集
令和7年3月 発行




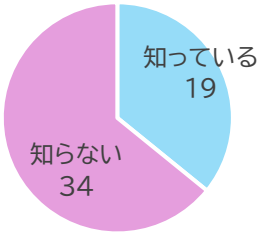


災害におけるアレルギー疾患の対応
令和4年3月 発行



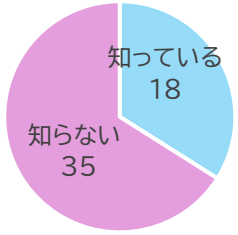


食物アレルギーひやりはっと事例集
2024年度版




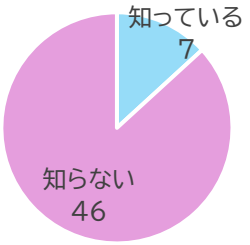


アレルギーポータルサイト



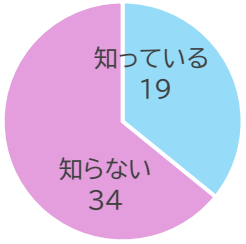


アレルギーポータルサイト
「災害時の対応」



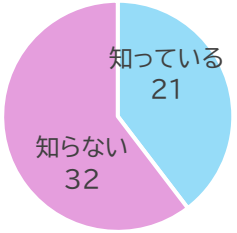


アトピース



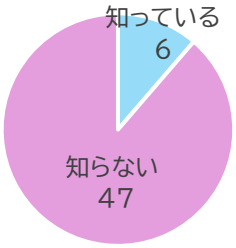

# ③ 市町村防災担当者を対象とした研修会に向けて

「災害時の避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応」に関する認知度調査
回答　53／63市町村

－医療機関検索－
埼玉医科大学病院
埼玉県アレルギー疾患拠点病院



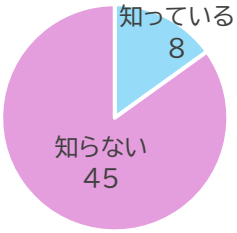


食物アレルギー研究会




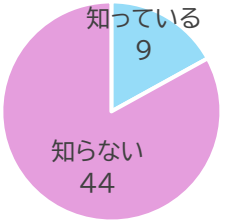


埼玉県アレルギー疾患相談室
（埼玉医科大学病院アレルギーセンター）

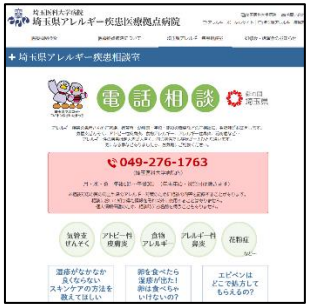


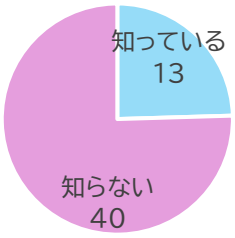


アレルギー疾患医療中心拠点病院
医療電話相談（国立病院機構相模原病院）




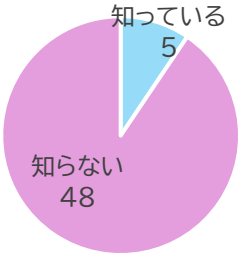


アレルギー疾患医療中心拠点病院医療電話相談（国立研究開発法人国立育成医療研究センター）



